

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

平成23年度 高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業 生活の道安全対策推進事業委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月2日

室戸市長 小松 幹侍

(1)物品又は役務の名称及び内容	◎平成23年度 高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業 生活の道安全対策推進事業委託業務 (1)市道に覆い被さった樹木、雑草の伐採、路面の補修、落石の除去(パトロール含む)等の軽作業。 (2)道路に接する水路、河川に覆い被さった雑草の伐採、溜まった土砂の除去。
(2)契約を締結した日	平成23年8月1日
(3)契約者の氏名又は名称及び住所 又は主たる事務所の所在地	社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26番地5
(4)契約金額	¥2,625,000
(5)契約者を決定した理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に該当するシルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格を下回ったため。
(6)契約に関する事務を担当する 部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 建設課 TEL 0887-22-5123

## 生活の道安全対策推進事業業務仕様書

### 1 遵守する事項

- (1) 乙は、5の事業予定確認事項に添って、必ず失業者を雇用すること。
- (2) この事業で新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とするので、乙は甲と協議すること。
- (3) 乙は、事業で新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、原則として、公共職業安定所への求人申込みをすること。やむを得ず文書による募集、直接募集等を行う場合も募集の公開を図ること。
- (4) 乙は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うこと。  
確認方法は、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めて行い、その写しを保管すること。
- (5) 乙が(1)から(4)の条件に反した場合には、甲は委託契約額の一部又は全部を返還させることがあること。
- (6) 乙が委託事業を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないこと。
- (7) 乙は、契約締結後5日以内に仕様書に基づく委託業務実施計画表を作成して甲に提出し、その承認を受けること。

### 2 事業の実績報告

この事業が終了したとき、乙は、次の事項を内容に含む実績報告を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 委託事業の実施期間及び終了日
- (2) 事業費及び人件費の実績額
- (3) この事業に従事した全労働者数、そのうち乙の従業員数、そのうち事業実施に伴い新たに雇用創出された者の数、及びそのうち新規雇用した失業者の数
- (4) この事業で新規に雇用した労働者の雇用期間
- (5) この事業で新規に雇用した労働者の募集方法
- (6) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類（写し）※この事業に関係する部分のみ
- (7) 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿（写し）※この事業に関係する部分のみ
- (8) 新規雇用した失業者についての失業者確認書類
- (9) 業務実施報告書（業務日誌など）
- (10) 取得した財産の一覧表（取得日、所得価格等の一覧）
- (11) 委託事業により発生した収入と支出に関する調書（収入が発生した場合のみ）
- (12) 作業状況のわかる写真
- (13) その他監督職員の求めるもの

### 3 検査等に関する協力

この事業は、委託契約書に示す検査の他、国及び県の職員による事業場等の立ち入り検査が実施されることも想定されるので、乙は検査の対象となった場合には協力すること。

### 4 業務内容（委託する業務内容について具体的に記載すること。）

地域住民が利用する市道について、安全に通行できるようにするため、以下の業務を実施する。（事業実施箇所（市道：北生線（奥地）、畑古矢線（奥地）、河内線、豊満宮線、向江自然の家線他  
河川：東立石谷川、西細野谷川、東細野谷川、鷲ヶ谷川他）

- (1) 市道に覆い被さった樹木・雑草の伐採、路面の補修、落石の除去（パトロール含む）等の軽作業。
- (2) 道路に接する水路、河川に覆い被さった雑草の伐採、溜まった土砂の除去。

5 事業予定確認事項

(※この項目は、甲乙双方が委託事業の締結時に事業内容を確認するものであり、予定事項に変更があった場合でも、その都度契約変更の必要はない。)

(1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日

ア 予定期間 平成23年8月2日 ～ 平成23年12月20日

イ 終了予定期日 平成23年12月20日

(2) 予定される事業費及び人件費

ア 予定される事業費 (契約金額) :

イ アのうち新規雇用する予定の失業者人件費 : (75.0%)

(3) この事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数

ア 事業に従事する予定の全労働者数 : 6人

イ アのうち新規雇用する予定の失業者の数 : 6人

(4) この事業で新規雇用する予定の労働者の雇用期間 (労働者ごとに記入すること。)

平成23年8月2日 ～ 平成23年12月20日

(5) この事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

シルバー人材センターによる新規雇用者の募集

---

---

(6) この事業を実施するために取得する財産 (取得価格が10万円以上の備品)

No.	品 名	個 数
1		
2		
3		